

2019年（令和元年）5月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税の賦課に係るコンピュータ処理について（答申）

2019年（平成31年）4月24日付けで諮問（第964号）された個人の市民税及び県民税の賦課に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）事業は、2019年（令和元年）10月1日から消費税・地方消費税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、「消費税率引き上げに伴う対応」の閣議決定及び本事業の実施に要する経費を盛り込んだ令和元年度予算が2019年（平成31年）3月27日に成立したことにより、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、商品券販売事業を行う市区町村に対し、国全体で総額約1,700億円の助成支援が行われることとなった。

これを受け、本市においても福祉健康総務課が主な担当課となり、令和元年度に国から補助金を受け、対象となる市民に商品券を販売する予定となっている。

商品券の購入対象者は、2019年（平成31年）1月1日において本市に住民登録がされており、令和元年度市民税（均等割）が課されていない者（ただし、市民税が課されている者の扶養親族等や生活保護制度内で対応される受給者等を除く。）（以下「非課税者」という。）及び2019年（令和元年）6月1日において本市に住民登録がされており、2016年（平成28年）4月2日から2019年（令和元年）9月30日までの間に生まれ

た子が属する世帯の世帯主（以下「子育て世帯主」という。）である。

商品券の購入には購入引換券が必要となるが、非課税者については、市から送付する引換券申請書を提出した者に購入引換券を交付し、子育て世帯主については、対象となる世帯主あてに市から購入引換券を送付する。

商品券の販売額は、1人につき総額25,000円の商品券を20,000円で販売し、子育て世帯主には対象児童の数を乗じた金額となる。

引換券申請書の送付対象者を特定せず、全世帯に申請書等を送付することは、多くの市民に混乱を招くおそれがあるため、対象者を絞って申請書等を送付することが円滑な事務の遂行にとって望ましいが、事務を行う福祉健康総務課が税情報を利用して対象となる市民を絞り込んで申請書等を送付することは、地方税法第22条「秘密漏えいに関する罪」に抵触するため不可能である。しかしながら、2019年（平成31年）2月15日に開催された「プレミアム付商品券事業市町村担当者説明会」において、「税務部門の課が、市県民税が非課税若しくは未申告であるとの確認的な通知を行い、そこに商品券の案内・申請書等を同封する」ことは、平成26年度実施の臨時福祉給付金事業と同様に地方税法の守秘義務違反に当たらない、との見解が示された。

これを受け、本市でも個人市県民税の賦課業務を所管する市民税課が非課税又は未申告の者に市民税が課せられていない旨の通知を行い、そこに商品券の申請書等を同封して送付する。なお、広報やチラシなどにより、市民に商品券の制度周知を行う。

以上のことから、対象者に通知するに当たり、コンピュータ処理を行うことから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う個人情報

非課税者の住所、氏名、生年月日

イ コンピュータ処理の内容

対象者は約70,000人になると想定され、その膨大な事務を行うため専門業者に委託し、適正、迅速、効率的に事務の運用を図りたいと考える。

市民税（均等割）が課せられていない旨の通知及び引換券申請書（以下「通知兼申請書」という。）の作成については、非課税者のデータをIT推進課に依頼し、税システムから抽出した後、受託者にデータを引渡し、受託者が該当者の住所、氏名、生年月日を通知兼申請書へ印字する。

ウ コンピュータ処理の必要性

今回必要となる個人情報は、市民税課が保有する税情報からデータを抽出することによって把握できるものであり、対象となるデータ件数は約70,000人になると想定している。手作業により対象者を抽出し、通知書等を作成することは不可能であり、迅速かつ正確な事務処理を行う必要があるため、コンピュータ処理が必要と考える。

エ 安全対策

(ア) 市民税課での安全対策について

I T推進課に依頼し、税システムからデータを抽出して記録媒体に保存する。受託者への記録媒体の受渡しについては、日時及び受け取る業務従事者の氏名を事前に確認しておき、双方複数人で行う。また、その際には受渡し簿を作成し、双方で確認する。

(イ) 受託者に求める安全対策について

- a プライバシーマーク及びI SMS又はこれと同等と市が認める資格を取得していること。
- b 作業場所が機械警備・監視カメラ・有人監視・I Dカードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。
- c サーバーを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録すること。
- d 業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。
- e 作業現場への職員の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所本庁舎から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。
- f 端末操作については、ユーザーI D及び暗証番号による認証を行い、端末操作を関係職員に限定すること。
- g 暗証番号は定期的に変更すると共に操作の状況を記録すること。
- h 個人情報や端末には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバーで一括管理すること。
- i 作業を行う端末等については、外部ネットワークと接続しないこと。
- j 端末については、コンピュータウイルス対策ソフトを利用し、最新のウイルスパターンを適用し、ウイルス対策を施すこと。
- k やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。
- l データの受渡しについては、日時及び受け取る社員の氏名を事前に確認しておき、受渡しの際は、受渡し簿を作成し双方で確認する。また、記録媒体は施錠できるケース等に収納して運搬し、運搬車両はコンテナ積載型、ワゴンタイプ等積荷に対して施錠管理のできるものを使用する。
- m 通知書を運搬する際は容器に収納し、事故等の際にも散乱しないよう、措置を講ずること。
- n 業務委託後は速やかにデータを消去し、記録媒体等があるときは、専用ソフトでデータ消去し完全に復元できないようにするか、シュレッダーなどにより、データを復元できないように処理をして廃棄すること。また、その際は廃棄証明書を提出すること。
- o 提供する情報については、市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
- p 関係職員については、個人情報に関する必要な研修及び指導を行うと共に、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。

q 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底すること。

r 取り扱う全ての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えいなどが行われないよう管理を徹底すること。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(3) 実施時期（予定）

2019年（令和元年）5月から2020年（令和2年）3月まで

(4) 提出資料

- ア プレミアム付商品券事業市町村担当者説明会資料（抜粋）
- イ プレミアム付商品券事業概要
- ウ プレミアム付商品券事業実施要領
- エ プレミアム付商品券事務の流れ
- オ 業務委託契約書（案）
- カ 業務委託仕様書（案）
- キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするのである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、今回必要となる個人情報は、市民税課が保有する税情報からデータを抽出することによって把握できるものであり、対象となるデータ件数は約70,000人になると想定している。手作業により対象者を抽出し、通知書等を作成することは不可能であり、迅速かつ正確な事務処理を行う必要があるため、コンピュータ処理が必要と考える、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が2実施機関の説明要旨(2)コンピュータ処理についてエ安全対策の(ア)及び(イ)aからrまでに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 市民税課での安全対策について

IT推進課に依頼し、税システムからデータを抽出して記録媒体に保存する。受託者への記録媒体の受渡しについては、日時及び受け取る業務従事者の氏名を事前に確認しておき、双方複数人で行う。また、その際には受渡し簿を作成し、双方で確認する。

イ 受託者に求める安全対策について

(ア) データ媒体の安全性を高めるための措置 (イ) l, m

(イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにす

- るための措置 (イ) f
- (ウ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (イ) k, n
- (エ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (イ) i, j
- (オ) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 (イ) r
- (カ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置
(イ) a, d, e, l, p, q
- (キ) その他受託者の安全対策を高めるための措置 (イ) h, o
- (ク) 日常的な安全対策 (イ) b, c, g

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、受託者に対し、業務委託契約の履行状況について報告を求め、実地調査を的確に行うこと。また、受託者の従業者に対しても、その受託業務に関して条例第59条又は第60条の違反行為をしたときは、当該各条の罰則が適用されることを受託者に対し、指導すること。

以 上